

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）のジェネラルスタッフの就業等に関する特則（規程第8-24号）（以下「特則」という。）で定めるジェネラルスタッフの給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 ジェネラルスタッフの給与は、基本給及び諸手当とする。

2 ジェネラルスタッフの基本給はその能力に応じて決定することとする。

3 ジェネラルスタッフの諸手当は、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、深夜手当及びテレワーク手当とする。

(給与の支給)

第3条 ジェネラルスタッフの給与は、法令等に定めるところにより、ジェネラルスタッフの給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって直接職員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、ジェネラルスタッフから申出があった場合は、その者に対する給与の全部又は一部をその者が希望する金融機関の本人名義の口座への振込みの方法により支払うことができる。

(給与の計算期間及び支給日)

第4条 給与の計算期間及び支給日は以下のとおりとする。

(1) 給与の計算期間は毎月1日から当月の末日までとする。

(2) 給与の支給日は当月25日とする。

(3) 給与の支給日が特則で定める休日にあたる時は、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(4) 第11条に定める超過勤務手当及び深夜手当並びに第12条に定めるテレワーク手当を支給する場合は、前月1日から同末日までの勤務実績に基づき、原則として、当月の支給日に支給するものとする。ただし特別の事情がある場合はこの限りでない。

(5) ジェネラルスタッフが離職又は死亡したときは、その際に支給することができる。

(非常時払)

第5条 ジェネラルスタッフが、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため給与を請求したときは、その請求の日までの給与を第6条に規定する日割計算により支給する。

(端数の取扱)

第6条 この規程の定めによって算出した額に、50銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数を1円として計算する。

(基本給の決定)

第7条 ジェネラルスタッフの基本給は時給額とし、別表1に定める額の範囲内において当該者の能力、在勤地及び業務内容に応じて決定するものとする。

2 前項に関わらず、別表1の額において、基本給が厚生労働省の定める最低賃金を下回る場合は、同省の定める最新の最低賃金と同額とする。

(昇格又は降格)

第8条 ジェネラルスタッフについて、昇格又は降格は行わない。

(住居手当)

第9条 ジェネラルスタッフの住居手当は、職員給与規程(規程第15-28号)を準用し、支給する。

(通勤手当)

第10条 ジェネラルスタッフの通勤手当は、職員給与規程を準用し、支給する。

(超過勤務手当及び深夜手当)

第11条 ジェネラルスタッフの超過勤務手当及び深夜手当は、第7条に定める基本給額を基礎とし、職員給与規程を準用し、支給する。

(テレワーク手当)

第12条 ジェネラルスタッフのテレワーク手当は、職員給与規程の規定を準用する。

(負傷又は疾病により業務に従事しなかった場合の取扱)

第13条 ジェネラルスタッフが業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかったため休職にされたときは、その休職期間中、これに給与の全額を支給する。

2 ジェネラルスタッフが結核性疾患にかかり休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでの期間については、これに基本給及び住居手当(以下「休職者等給与」という。)の100分の80を、満2年を超える期間については、休職者等給与の100分の60を支給することができる。

3 ジェネラルスタッフが前2項以外の心身の故障により休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでの期間については、これに休職者等給与の100分の80を、満1年を超える期間については、休職者等給与の100分の60を支給することができる。

4 ジェネラルスタッフが刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職の期間中、これに休職者等給与の100分の60以内を支給することができる。

5 ジェネラルスタッフが前各項以外の事由により休職にされたときは、人事部長が別に定めるところにより給与を支給することができる。

(育児介護休業等の給与)

第14条 ジェネラルスタッフは、特則第46条による育児休業又は出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、育児介護休業等規程(規程第15-32号)第10条に定める部分就労(以下「部分就労」という。)を行った場合にはこの限りではない。

2 ジェネラルスタッフが、特則第43条による介護休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、介護短縮勤務又は同特則第46条による育児短縮勤務を行った場合にはこの限りではない。

3 部分就労のために通勤した場合の通勤手当は、実費型通勤手当を支給する。

(配偶者同行休業により業務に従事しなかった場合の取扱い)

第15条 ジェネラルスタッフは、特則第47条に規定する配偶者同行休業により業務に従事しなかった場合、その業務に従事しなかった日については、給与を支給しない。

(欠勤者の給与)

第16条 傷病による欠勤者(欠勤の承認を受けた者に限る。)に対する給与については、結核性の疾患の場合にあっては欠勤を始めた日から1年に限り、その他の傷病にあっては欠勤を始めた日から6月に限り、休職者等給与の全額を支給する。その後の欠勤した期間については、休職者等給与の半額を支給することができる。

2 前項以外の事由による欠勤者(欠勤の承認を受けた者に限る。)に対する給与は、欠勤を始めた日から1月に限り、休職者等給与の全額を支給することができる。その後の欠勤した期間については、休職者等給与の半額を支給することができる。

(承認を得ない欠勤者の給与)

第17条 ジェネラルスタッフが欠勤した場合、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、給与から減額する場合の勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

(その他)

第18条 この規程によらない事項については、人事部長が別に定める。

附 則(令和8年4月29日 規程8-25号)

この規程は、令和8年4月29日から施行する。

区分	基本給
ジェネラルスタッフ	1,040 円 ～ 1,360 円
	(注：1 時間当たりの額)